6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masaru Suzuki, Deputy Director-General Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the wharf (－12m) (west) (No. 1) at Higashikou area, Port of Niigata (the 2nd)

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　15 January 2010

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00　23 February 2010 (tenders brought with 12 : 00 23 February 2010 or tenders submitted by mail 12 : 00　23 February 2010)

⑹　Contact point for tender documentation : Takayoshi Yamaga Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―1, Misaki-cho, Chuo-ward, Niigata-City 950―8801, TEL 025―370―6650

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月14日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長　池部　　衛

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11

○第10号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　海自木更津⑵倉庫新設建築その他工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　千葉県木更津市

⑷　工事内容

ア　倉庫新設（躯体・屋根外壁工事）

構造：鉄骨造３階建て・鉄筋コンクリート造２階建て

規模：建物延べ面積　約13,600㎡

イ　倉庫新設（躯体工事）に伴う電気設備、機械設備、通信の一部及び土木附帯工事

ウ　既設建物解体工事　鉄骨造平屋建て　約1,000㎡×６棟

⑸　工期　平成24年３月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　鉄筋　約530ｔ、コンクリート　約5,900㎥、鉄骨　約1,700ｔ（デッキプレート含む）

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

⑼　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては北関東防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成21年12月14日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）の示すところにより装備施設本部長から海自木更津⑵倉庫新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数が1,200点以上であること。

⑷　平成６年度以降に元請けとして、構造が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造３階建て以上で、規模が建物延べ面積13,000㎡以上の建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が地方防衛局及び地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事で、入札説明書に示すものにあっては、「防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（通知）」（施本建第220号（ＣＣＰ）。13.12.19）に基づく施工成績評定通知書又は「工事成績評定要領について（通知）」（経施第4404号。21. 3.31）に基づく工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準のすべてを満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格」とは次のものをいう。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ　平成６年度以降に、上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事で入札説明書に示すものにあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書参照。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、ア～ウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

・「省資源対策及びリサイクル対策」について

・「鉄骨の建て方における施工精度向上のための対策及び管理」について

１課題に対する技術提案数は最大５つまでとする。

なお、技術提案数が５つを越えた場合は、当該技術提案に係る配点は０点とする。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制